

国分寺市立第七小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校からいじめを無くし、子供が安心して楽しく学校生活を送ることができるようにするために、「いじめ防止対策推進法」及び「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、いじめ問題への行動方針を明確にすることを目的とし、国分寺市立第七小学校 いじめ防止基本方針（以下、「七小いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

2 いじめ防止の取組

七小いじめ防止基本方針におけるいじめ防止の取組は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」とする。

3 組織

いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の組織的な対応を図るため、七小いじめ防止対策委員会及び第七小学校問題解決サポートチーム（以下、「七小サポートチーム」という。）を活用する。

（１）七小いじめ防止対策委員会

ア 構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年担任（当該）、養護教諭
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他校長が必要と認める者

イ 役割

七小児童に関わるいじめ問題に、迅速かつ組織的に対応できるようにする。

（２）七小サポートチーム

ア 構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、保護者、民生・児童委員
主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員
小金井警察署職員（スクールサポーター含）、その他校長が必要と認める者

イ 役割

七小児童に関わる重大ないじめ問題や問題行動等について、情報の共有化、必要な調査の実施、それぞれの立場における対応策の検討及び実施を行い、深刻な状況の解決及び未然防止を図るなどすることにより、七小いじめ防止対策委員会を支援する。

4 いじめの「未然防止」について

いじめの「未然防止」として、すべての子供が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことを基本とする。

子供に集団の一員としての自覚や自信をもたせ、子供が主体的に互いに認め合える人間関係を構築する指導を実施する。

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- 七小いじめ防止基本方針の策定 ○七小いじめ防止対策委員会の設置
- 七小サポートチームの設置 ○いじめに関する研修の実施
- 教職員による子供の情報の交換と共有（校内委員会での報告）

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- 「いじめに関する授業」の実施 ○弁護士等外部人材を活用した授業の実施
- 児童会が主体となるいじめ防止の取組 ○「いじめ防止フォーラム」の活用

(3) 人権教育の推進

- いじめはいけないことであることの指導の徹底
- 意図的、計画的な人権教育の推進

(4) 道徳教育の充実

- 良好な人間関係を構築する力の育成 ○自己有用感の獲得
- やさしさ、思いやりの心の育成

(5) 教職員の人権意識の向上

- 不適切な指導や差別的な態度・言動の一掃 ○体罰防止の徹底

5 いじめの「早期発見」について

いじめの「早期発見」について、「いじめの『見える化』」、「組織的な取組によるいじめの確実な発見」、「保護者・地域との連携」の取組を基本とする。

(1) いじめの「見える化」の取組

- きめ細やかな子供の観察（表情、態度、言動、日記、健康状況等の観察と蓄積）
- 国分寺市いじめアンケートの実施・分析・活用
- スクールカウンセラーによる第5学年児童全員面接の実施
- 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察

(2) 組織的な取組によるいじめの確実な発見

- 教職員間の定期的な情報交換と情報の共有（校内委員会や七小いじめ防止対策委員会）
- 生活指導夕会において、校内委員会等で話し合われた内容について、全教職員で情報共有できるようにし、授業等での見守りや配慮に生かす。

(3) 保護者・地域との連携

- 学校だよりや保護者会の積極的な活用 ○保護者相談の実施
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの保護者への紹介
- 児童館や学童クラブとの連携

6 いじめの「早期対応」について

いじめの「早期対応」については、「七小いじめ防止対策委員会を核とした対応」、「被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組」、「国分寺市教育委員会・関係機関との連携」、「保護者・地域との連携」を取組の基本とする。

(1) 七小いじめ防止対策委員会を核とした対応

○七小いじめ防止対策委員会を核とした役割分担の明確化

(緊急会議の柔軟な開催、対応等の記録、情報の共有、周囲の子供へのケア、保護者への連絡について役割分担を明確にする。)

○いじめ解消に向けた取組(教職員全体で、被害の子供への支援、加害の子供への指導を行う)

(2) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

○被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

○加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導

○いじめを伝えた子供の安全の確保

(3) 国分寺市教育委員会・関係諸機関との連携

○国分寺市教育委員会への報告

○七小サポートチームを通じた警察、児童相談所等との連携・協力

(4) 保護者・地域との連携

○加害側保護者・被害側保護者への連絡・面談等

○保護者会の開催

○PTAとの連携と必要に応じた協力の要請

○地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

7 重大事態への対処について

いじめが深刻な事態となった時、学校、保護者、地域は一丸となり、子供を守り通さなければならない。そのために、「被害の子供の保護・ケア」、「加害の子供への働きかけ」、「関係機関との連携」、「保護者・地域との連携」、「国分寺市教育委員会への報告」、「いじめ防止対策推進法に基づく対応」を基本とする。

(1) 被害の子供の保護・ケアの例

○被害の子供に対する複数の教員のマンツーマンでの保護

○スクールカウンセラーによるケア

○スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

○適応指導教室への通級等の実施

(2) 加害の子供への働きかけの例

○別室での学習の実施 ○警察への相談・通報 ○懲戒や出席停止

○加害の子供とその保護者に対するケア

(3) 国分寺市教育委員会への報告と関係機関との連携

○国分寺市教育委員会への報告と連携

○児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

○いじめ等の問題解決支援チーム(都教委)の活用

(4) 保護者・地域との連携

○緊急保護者会の開催 ○PTAの活用 ○民生・児童委員等との連携

(5) いじめ防止対策推進法に基づく対応

○第28条及び30条に基づく調査

8 評価

七小いじめ防止基本方針は、年度当初職員会議で全教員が確認し、年間計画に基づき、組織的に実行する。また、国分寺市いじめ調査やふれあい月間の調査、保護者の学校評価アンケート等を活用しながら、いじめ防止の取組についての評価を実施し、次年度の取組内容や七小いじめ防止方針に盛り込むべき内容について検討を重ねていく。